障害者の芸術に対する関心とリハビリの将来性

○近藤 克一　（ボランティアサークル「Aこころ」）
近藤 有紀　（プラス商店）
柴田 小夜子（ボランティアサークル「Aこころ」）

1　はじめに

５年前、ボランティアサークル「Aこころ」の一員として職業リハビリテーション研究、実践発表会で発表させていただいた。今も大変感謝している。

2　５年前から、今…

発表したのが精神疾患に対する一般の方の誤った知識を是正する為の啓発活動、啓発絵本の製作をしていきたいという事だった。そして、絵本を色々な所に置かせていただいた。心より、理解を示してくださった方々に感謝する。そうした中､啓発絵本がボランティアサークル｢Aこころ」だけでなく、他の就労継続支援Ｂ型事業所や大学教授などから色々発表された。これは、精神疾患の治療環境のあり方を大きく変えた大切な事であったと思う。

ところがもっと特筆される事があった｡それはマスコミ、特にテレビである。そのテレビ番組を見た時、喜びに満たされた｡それは統合失調症の啓発特集番組だった｡しかも、誤った知識ではなく、患者の立場に沿った番組構成が印象的だった。それ一回ならちょっと気になったという程度だった。しかし、それ以降、僕は、何回、何十回も色々統合失調症を始めとする精神疾患の啓発番組を見、体験をした芸能人の生の疾患に対する苦しみを語るのを聞いた。その結果、精神疾患に対する一般の方の目は大きく変わったような気がする。まず一番気になっていた電波系とか交信するといった言葉は聞かれなくなった。そして、精神障害者に対する目も変わってき来ただろうと思われる。

そうした中、僕自身も毎日の生活に変化が出てきた。年老いた父の介護を姉にまかせ、一人で楽な生活をしているようではいけないと思い、西宮の自宅に週二回、今では週の半分以上、自宅で過ごすようになった。家族のよく知っている医者に代わり、そこでもう二年目を迎える。そして半年位前､「症状はよくなりましたね」と言われた。後は陰性症状などを良くする事になり、聴こえてくる声に苦しむ自分という者はいなくなった。

ところで、前の話に戻るが、一般の方の精神障害者への目が気になる事がある。それは壁を作っているのではないかという事だ｡それに関して家族に聞いた｡すると、まず、この病気は理解されないという事だった。よく聞いてみると当たり前で、僕の聴こえていた声が何か、どうして聞こえて来るのかといった疑問を持つと医者でも答えられない。結果理解されないと知った。もう一つ、よく新聞に出てくる精神鑑定というのも恐がられるとの事だった。僕はこの２つの事に関しては何もできない。啓発絵本を作り、またテレビの助けが大きかったにしろ、誤った知識を変化させる事を心掛けた。しかし、これ以上は、もういいと思うようになった。

3　芸術と僕と作品販売パーティ

ボランティアサークル「Aこころ」で出版させて頂いた絵本「大好きなお兄ちゃんの日記、（大人用、子供用)、詩集「Mのパーツ」また文集「アザリアのEvery day(日常)」がある。また、楽しくなって自費出版した詩集「天神さんと人参さん」｢父が好き」がある｡文芸に非常に興味を持ち、また、芸術好きになった。

僕は､頑張ってきた精神疾患の啓発から離れて自分の仕事としての芸術というものを考えるようになった。ところが、今、自分の置かれている環境から考えると、芸術を生業にして生活していく場所がほとんどない｡収入を得るという問題の前に、周囲に芸術の仕事場をほとんど見つけられない。芸術とは隔絶された様で､どうしてこんなに芸術と僕は遠いのだろうと感じた。僕は徐々に行動を起こし始めた。

最初に姉に相談した。その時、僕には一つの方法論として共同アトリエというものを考えていた。僕一人が芸術活動を行うのではなく、芸術をやりたい他の精神障害を始めとする障害者と一般の方が芸術作品を作る場としてのアトリエがあればという事だった。経営方式は福祉の事務所でも会社組織でも考えられる。

あるアトリエへ姉と行くと、今は作品販売パーティを開くのが基本で、作品を作っているだけではどうにもならないと言われた｡僕は姉と話し合い､｢将来は共同アトリエを開こう。芸術家の卵はたくさんいる。そういう人達を一般の人、障害者に関わらず集めよう。その為に、まず作品販売パーティを開こう」ということになった。しかし、資金不足が明らかで、どうしようもない。そしてお客さんもいきなり集めるのは大変だ｡そこで､もう一つ僕が提案した。「まず、フリーマーケットで資金を稼いだらどうだろう。その場で僕や姉の作品を売ったらどうだろう」

4　フリーマーケットの準備

作品販売パーティに向けて姉の抽象画の個展を開き、姉

と僕の共著の本を自費出版していたがフリーマーケットを物色する事にした。色々探したが日程的にベストな８月 13 日に行われる神戸元町のメリケンパークに決め、準備を始めることにした。また、アザリアの代表理事に以上の事を伝え、そして、アザリアの製作している授産品を販売したいと言うと、快く 14 点ほど預けて下さった。後、名刺を作るのに困っていると「アザリアで作りましょう」と作って下さった。本当に僕も姉も心から感謝している。まず、販売作品を作る事だ。商品がないとフリーマーケットに出店しても始まらない。姉ははがきサイズの紙に抽象画を 10 枚描いた。姉の抽象画は筆の動くまま赴くままに描いたもので、出来上がったらどのような絵になっているかよく見ないとわからない。そして今回の絵も出来上がった絵に溶岩、花、断層とか出て来ていて、姉の中では優れた作品だった。また、僕は姉に勧められて色紙に思い付いた言葉を書いた。「いつもの挨拶朝日のよう」「疲れない御酢のパワー」「憎い嫌いって嫌じゃないですか」「逞しいそれは君の事」「愛して親子なお強し」「自由なんだカレーライス食べよ」６枚だった。また、はがきサイズの紙に僕が言葉を書き、姉がイラストを入れた。「生きるってすばらしいなぁ」「自分自身に勇気を持って」「胡麻だれ冷麺」「わかめ風味冷麺」「ゆずしょうゆ冷麺」「サラダ冷麺」「冷麺美味しひんやり」と冷麺好きが高じてこのような作品を作った。また、はがきサイズの紙を半分に切り、しおりを作った。合計 15 枚作った。他、本６冊「95 歳を生きる」（共著：近藤有紀、近藤克一）「天神さんと人参さん」（近藤克一）「父が好き」（近藤克一）「言葉の贈り物」（近藤有紀）「徒然クッキング Part１」「徒然クッキング Part２」（近藤有紀）を用意した。フリーマーケットに出店するにはこれだけでは足らない。キャリーバック２つ、折りたたみ式の机と椅子、金庫、パラソル、絵を入れる額などを買って準備した。もう一つ、メリケンパークの下見に行った。暑い日で近くの波止場の乗客口で休憩した。この暑さの中でフリーマーケットに出店できるか不安になった。

５　メリケンパークフリーマーケット

８月 13 日、朝８時 45 分にメリケンパークに着いた。店の搬入が始まっていた。電車で来て出店する僕と姉は珍しいと感じた。普通の方は車で搬入していた。姉が受付を済ませた。姉と僕はシートをひき、店の展示の準備をした。その時、一つ気付いた事がある。フリーマーケットはリサイクルと書いてある。それがどういう事を意味するのか後で重大になる。お手伝いの方が到着し、９時 30 分からフリーマーケットが始まった。お客さんが色々来て色々な店を物色している。初め僕の色紙に目を止めて見ていた人がいた。ところが、姉と僕の店を避けて通るのが普通になった。他の店を見ると出している品は古着に古ＣＤに古ＤＶＤ、おもちゃといった物だ。お客さんはリサイクル品が目当てで来ているとわかりだした。「しまった」フリーマーケットのインターネットを見るとリサイクルとか色々あってアート、手作りというフリーマーケットもあった。ここはリサイクル市と名前がついているとおりリサイクル品専門だったのだ。だから、アートやアザリアの手作り品を揃えている姉と僕の店はお客さんが素通りするのだ。これは閉店まで続いた。一品も売れなかった。そして、研究のつもりで出店したが、とにかく姉と僕のような作品を売るにはアート、手作りのフリーマーケットへ行かなくてはならないという大切なことを勉強した。

６　障害者と芸術とリハビリ

障害者の芸術に対する関心は芸術に触れれば触れるほど上がるのではないかと僕は経験上思う。ボランティアサークル「Ａこころ」の文集「アザリアの Every day（日常）」でも文集に出す原稿を工夫して書いた人も何人もいる。歴史上、精神障害者の芸術家は多数おり知的障害者や身体障害者にもいる。だから関心を持つのは自然のように感じる。また、今の僕の経験だが、芸術の作品を作る事に色々話したり、考えたりしてプラスの方向に心が向き、前向きになれて良かったと思う。作品を作り上げる事、また販売する事で、リハビリはできるのではないだろうか。販売する作業も重要で色々な事を組み立てて考えて行き、なお常識を求められるので良かったと思う。

今後、考えたいのは作品の発表の場がフリーマーケット、（予定であるが）作品販売パーティ、他、店などで確保できるかという事、生活に直結するが、その作品が売れてそこそこの生活費になるかという事を考えていきたい。一つ一つが勉強であり、また芸術作品を作る喜びがあった。

７　大阪天満宮フリーマーケット

最後に、８月 17 日の大阪天満宮のアート、手作り作品中心のフリーマーケットへ下見に行った。８店舗位が店を出しており、皆、手作り作品を売っていた。芸術作品や、布小物やアクセサリーなど時々売れていた。大阪天満宮にはフリーマーケットに興味を持つ参拝客も多数いる。ここはいけると感じた。後は売る物を考えるだけだ。また作品の発表の場としても良いと思う。障害者と一般の方の共同アトリエへ向けて将来を見て行こうと思った。

今まで支えてくれたボランティアサークル「Ａこころ」の皆さん、他、アザリアの方々、そして今回の活動で支えてくれた姉、家族へ感謝の気持ちを言って発表を終わりたいと思う。

地域活動支援センターにおける農作業取組が障がい者就労支援に果たす複合的役割

○片山 千栄（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）
石田 憲治・鬼丸 竜治・島 武男・唐崎 卓也（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

1 はじめに ～背景とねらい～

近年、福祉事業所が取り組む農作業に関心が高まっている。一般的には、就労支援の一環として農作業に取り組む事業所の優良事例と直面する課題などが注目されがちであるが、地域活動支援センター（以下「地活C」という。）が日中一時支援活動として農作業に取り組んでいる事例にも、自然と不可分な営みである農作業の有する特徴を積極的に活かしている事例が散見される。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）制定以前から、知的障がい者らの授産活動として農作業に取り組んできた事例では、サービス利用者の健康維持や社会参加に、屋外で農作物を育てる活動が大きな効用をもたらす点を重視している場合が少なくない。

地活Cにおける ‘創作的活動又は生産活動の機会の提供’として取り組まれている農作業は、設置の趣旨に照らして工賃を稼ぐことを第一義としないことから、農作業の多様な役割や障がい者支援における意義を幅広く捉え得ることが期待される。そこで、本発表では、障がい者の多様なニーズに適合した居場所やサービスを提供する地活Cでの農作業の取組実態を分析することにより、農作業が障がい者らに日常生活習慣の確立や社会への参加を促し、着実な就労準備につながっていることを明らかにする。

2 調査方法と分析データ

(1) 地域活動支援センターを対象としたアンケート分析

全国の福祉事業所を対象とした農作業の取組実態調査[1)]（H27 年４月時点）票数 1,531 のうち、農作業の取組経験のある事業所は 842 件であった。そのうち、地活Cからの回答 33 件（継続中 30、中断中３）を分析対象とした。

(2) 地域活動支援センターに対する聞き取り調査

農作業の取組継続中の 30 事例から、所在地域、地活Cの形態が偏らないように考慮し、11 事例の地活Cと、かつて地活Cであった１事例（現在は就労継続支援Ｂ型事業所）を、訪問聞き取り調査の対象とした（表）。

表 調査対象の地域活動支援センターの形態と所在地域

地域	件数	形態			
		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	その他
関東東海	3	1	1	1	
近畿中国四国	5		1	4	
九州	4			3	1
合計	12	1	2	8	1

3 地域活動支援センターにおける農作業の取組状況

(1) 農作業経験のある地域活動支援センターの概要

33 の地活Cの所在は 19 府県にわたり、事業の形態別では、Ⅰ型が９件、Ⅱ型が１件、Ⅲ型が 21 件、基礎的事業のみのセンターが１件、不明が１件で、Ⅲ型が最も多くを占めていた。運営主体を法人別にみると、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）が 17 件で半数を占め、社会福祉法人 11 件、医療系法人４件、その他２件となる。

(2) 農作業の取組状況と将来意向

農作業の取組のべ年数は２年から 27 年までの幅があり、作業をしている農地面積も３㎡から 4,000 ㎡まで多様であった。また、作業頻度は、週に２回以下が 24 件(73%)で、週に３回以上の９件(27%)を上回る。作業の平均参加人数は、１～10 人と少人数である。

このような農作業の取組状況の多様性は、支援要員や限られた農地資源を活かしながら、サービス利用者の障がい特性や個性に合わせて適切な農作業を行っていることを示唆しており、地域の特性や農作業経験のある指導員の有無など事業所の状況に合わせた農作業が選択されている。

取組事業所の 87%が今後も継続したいと回答しているが、「わからない」との回答も 10%あり、一部には継続が難しい状況もうかがわれる。

(3) 農作業に取り組む多様な目的[2)]

農作業取組経験のある福祉事業所 842 件全体と地活Cのみ抽出した 33 件を対比して取組目的を示した（図）。両者に共通して「生きがい･達成感」が最も多く選択された。事業所全体では２位の「工賃を前提とした就労」は、地活Cでは５位であり、この相違は、設置運営目的の相違を反映した結果といえる。「生きがい･達成感」、「社会参加の手段」、「レクリエーション」の項目については、地活Cの項目選択割合が事業所全体のそれを大きく上回っている。他方、「一般就労を目指した活動」の選択割合は相対的に低い。

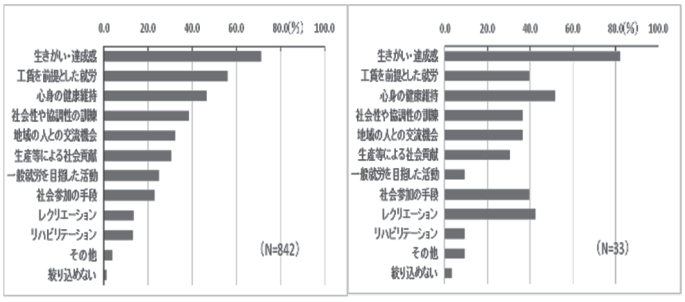

図 福祉事業所が農作業に取り組む目的（複数回答）
[左:事業所全体 右：地域活動支援センター33 件抽出]

また、地活Cでは、30～40%程度の選択割合を示す項目

が半数を占めており、農作業の取組に様々な期待があり、農作業の役割の多様性が重視されていることが指摘される。後述するように、地活Cにおける聞き取り調査結果からも、取組方法の多様性や柔軟性と相まって、障がい者の日中活動の一つとして農作業が親和性の高い活動となっていることが確認される。

4　農作業の果たす多様な役割

(1) 基礎体力づくりと日常生活リズムの確立

社会参加や就労の前提として、まずは基礎体力の養成が必要である。水やりや除草などの管理作業だけでも、定期的な事業所近隣の畑への歩行機会になるなど、多くの事業所では、農作業が基礎体力づくりになることを評価していた。

地活Cの利用者には、毎日一定の時間に通所することが得意でないために、一般の就労系の事業所になじまない人も多い。農作業を通して決まった時間に起床・就寝する生活リズムを徐々に確立することが基本的な労働習慣を身につけることにつながっている。

群馬県のK事業所は、Ⅰ型の地活Cである。同じ法人が経営する精神科病院では、農作業療法を採り入れており、その敷地内で、年に数回の農作業を行っている。日光にあたり軽い身体活動である農作業を行うことで、昼夜が逆転しがちな人々の生活リズムを改善し、良好な睡眠を確保できるようになるなど、農作業が心身の健康維持や生活リズムと確立する役割を果たしているという。

宮崎県のR事業所では、遊休地を活用したダイズやゴマの無農薬栽培と販売、斜面の保護植物苗の試験栽培などを行っている。利用者の中には、通所が不定期になりがちな人もいるが、本人が休みの間の作業について楽しそうに話すメンバーを見て、不在中の植物や作業が気にかかるようになり、次第に通所が定期的になった人もいるという。

(2) 地域とのつながりと社会参加の促進

農作業やその収穫物は、地域住民と交流する素材や手段としても機能している。群馬県のK事業所ではジャガイモのみを栽培しているが、年１回の収穫時にはイベントを開催している。近隣住民や福祉を学ぶ学生ボランティアらを招き、バーベキューを行って交流している。また、利用者が袋詰め作業をした収穫物が参加者に配付され好評である。

収穫物や交流会を介した地域とのつながりは、複数の地活Cでみられる。バザーなどの機会に収穫物や加工品を近隣住民に販売している事業所も多い。岡山県のK事業所（地活C、Ⅱ型）では、青パパイヤの収穫作業を市内の複数の福祉事業所で行い、共同作業を行う事業所間交流の機会としていた。こうした機会を通して、利用者らは他者とのコミュニケーション力を高めて、社会参加のスキルを身につけることができる。

(3) 就労意欲の醸成や社会参画意識の向上

就労意欲をもち、自らが働く能力を持っていることを自覚することも重要である。群馬県M事業所では、活動の主体が農作業であり、ナスやサトイモなど様々な作物を栽培している。そして、社会福祉協議会のネットワークを活用して、高齢者福祉施設での訪問販売を行っている。施設を利用する高齢者との直接的なやりとりを通じて、自らが栽培した野菜を喜んで購入してもらえることを実感し、達成感を得ている。農作業を目的に、同事業所を希望する利用者の多いことがそれを裏付けている。

大阪府S事業所では、利用者の縁者の土地を借りて栽培する多様な作物を、全国の信頼できる生産者から仕入れた農産物とともに直売している。利用者らは、直接店頭に立ち、客の呼び込みからお金のやりとり、配達までをこなす。また、栽培状況を確認したり生産者と交流する見学旅行は、一人部屋を使うなど宿泊経験を積む機会にもなっている。

農作業の請負事例としては、宮崎県のK事業所が、高齢ニラ専業農家の出荷調製作業を受託している。下葉を取り、所定の長さに切り揃え、計量して一束にする。作業は、週に５日、15 ケース／日の作業を遂行しており、作業速度等を考慮した工賃が作業者に支給される。体調等により作業人数が増減することもあるが、委託側の農家の協力を得て作業量を調整することで継続している。

地活Cでの農作業活動には、実用的な生活スキル、職業技能の習得につながる活動も多い。利用者が昼食づくりに取り組み、自分たちが栽培した農産物を食材とする例もあった。日常的な農作業や食事準備の中で、重量物や刃物、火の扱いを通して、危険回避能力や整理整頓のスキルも身につくと考えられる。

5　おわりに ～自己実現にむけて～

地活Cで取り組む農作業は、利用者や地域の実態に合わせた多様なものであった。そして、障がい者らに日常生活リズムの確立や社会参加を促す点で、着実な就労準備過程としても有効に機能していることが顕在化した。一方で、実質的に一人体制の事業所が過半を占め、支援者の体調不良により農作業の継続が危ぶまれる事例も複数存在する。今後も地活Cにおける農作業の取組みとその効用発揮を継続していくために、取組インセンティブの維持や小規模事業所運営のリスク回避などが期待される。

【付記】
本研究の一部は 2015 年度厚労科研費補助金の助成による。

【参考文献】

1) 片山千栄ほか：アンケートによる全国調査からみた福祉事業所における農作業の現状，「2016 年度農村計画学会春期大会学術研究発表会要旨集」，pp. 16-17, (2016)
2) 片山千栄、石田憲治：地域活動支援センターにおける農作業の取り組み，「日本職業リハビリテーション学会第 45 回栃木大会プログラム・抄録集」

【連絡先】

片山 千栄　国立研究開発法人農研機構農村工学研究部門
e-mail：chiek@affrc.go.jp

農福連携視点に立った地域資源の合理的利用と障がい者の就労支援

○石田 憲治（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）
片山 千栄（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

1 はじめに

農福連携の取り組みに関心が高まり、日中活動に農作業を取り入れる福祉事業所が増えている。その背景には、農作業が就労に向けた訓練のみならず、障がい者らの健康維持や社会参加に有効であることの認識が指摘される。また、働く場が暮らしの場に近接する農村地域では、障がい者が家業としての農業や近所の農作業の手伝いをして、自分にできる仕事を担い、親族や隣人が地域社会の一員として障がい者の就労支援に自然体で取り組んでいた[1)]。他の産業と比較して、農業は障がい者らに親和性の高い仕事であることが示唆される。

農村に存在する地域資源は、多種多様なものが混沌としているようで相互に関連づいている合理性が認められる。たとえば、斜面に階段状の水田が存在して地形に沿った水路や耕作道のある棚田風景が、田園景観として訪れる人々に高く評価されるのは、稲作の営みが合理的秩序を有した地域資源利用の上に成立してきたことを示している。連作障害を回避するために、田畑をローテーション利用することや、耕畜連携により有機質肥料と稲わらを農家間で交換して、低コストで環境負荷も抑える有畜農業が営まれることも、農村地域における代表的な資源利用の一例である。

本稿では、さまざまな資源が相互に関連づいて成立する合理性を、インクルーシブな共生社会に見立て、地域資源の合理的利用の観点から福祉事業所における実践性の高い持続的な農作業の可能性を考究する。

2 耕畜連携による資源循環

農業生産活動における地域に密着した資源循環は、伝統的な合理的資源利用における典型的な形態の一つである。米麦や野菜などを作付する耕種農家と家畜を飼養する畜産農家が、地域で連携して有機堆肥原料と敷わらを交換したり、有蓄農家が経営内で廃棄物の資源化を図ったりすることで、資機材経費の削減と環境保全的な営農を実現することができる。

共働の理念を見失うことなく近代的な雇用契約を締結して30年近く障がい者雇用を続ける北海道Ｔ農場の大きな特徴の一つは、地域資源を有効かつ合理的に利用する「有機循環複合農業」の実践である。就労移行支援サービス事業の利用者６名を従業員として雇用し、就労継続支援Ａ型サービス事業の利用者を短時間雇用して人材育成を図りつつ、およそ約12ヘクタールの有機JAS認証圃場と約3,500羽の鶏舎で、自然で安全な飼料の給餌に徹した有機卵の採卵養鶏を中心に、マメ類、ダイコン、ニンニク、ピーマン、トマト、ズッキーニなどの野菜類を栽培している[2)]。生産物は玉子料理を主体とするカフェレストランでの食材に自家利用するとともに、直売のほか都市部の契約世帯に定期的に販売している。また、鶏ふんは自家圃場に還元するほか、有機肥料として地域の農業者に提供して「有機循環複合農業」の象徴にもなっている（図１）。

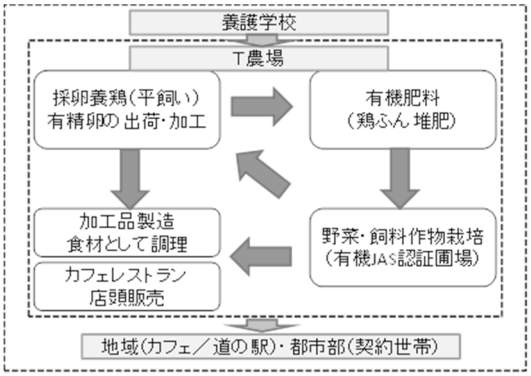

図１ Ｔ農場における「有機循環複合農業」の模式図

市街地で約35年にわたり障がい者14名を雇用（一部は最低賃金免除該当者あり）しながら酪農経営を続ける奈良県Ｕ牧場も、近隣の耕種農家と連携して牛糞を持ち込み、先方からは、敷わらの材料や乳牛の餌になる生産物残渣などを取得している。さらに、こうした耕畜連携による資源循環は、地域資源の合理的利用を促進するばかりでなく、市街地での牧場経営の障壁となりがちな臭気対策にも貢献している[3)]。

3 福祉事業所の農作業に見られる連作障害対策

同一の畑で同じ種類の野菜を毎年続けて栽培すると、土壌中の養分不足から生育が悪くなったり、病原菌や土壌線虫による生育障害が発生したりすることで、健全な栽培環境が阻害される。福祉事業所では、近隣で利用できる狭小な圃場を活用したり、耕作放棄地を再生して栽培したりする事例が少なくないことから、こうした連作障害の影響を受けやすいと考えられる。夏野菜として身近なナス、トマト、ピーマンなどナス科の品目や根コブ病を生じやすいアブラナ科の葉菜、球菜、根菜は、特に連作障害が起きやすい品目であることも、福祉事業所での農作業の取り組みを難しくする原因になっていると考えられる。

連作障害を回避する対策には、肥料の種類で施肥を工夫したり、天地返しなどを行って表層土壌を入れ替えたり、

あるいは土壌消毒により線虫を駆除する方法などが想定されるが、管理労力やコストを考えると職員の負担を大きくするリスクもある。多種多様な農作物を栽培して、その生長を楽しみ、利用者の健康維持にも寄与しながら農作業に取り組む上では、計画的な輪作を行うことが大切である。

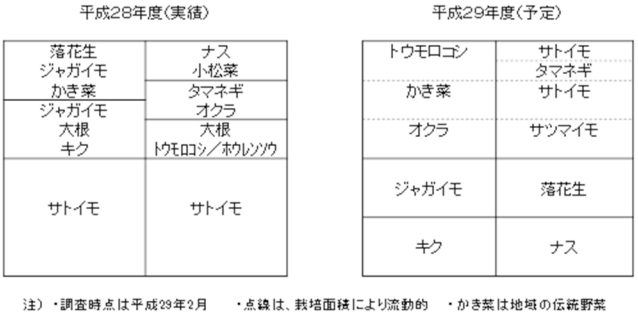

図２　M作業所における圃場の作付計画（模式図）

図２に示した圃場の作付に関する模式図は、群馬県M作業所の当該年度の作付実績と翌年度の作付計画を示している。予め図上で作物の種類や作付面積を検討することにより、連作を回避しながら需要に見合った作物栽培を行うことができる。また、農作業を担う利用者らを適切に配置することや利用者自身が栽培作物の種類や生長に関心を持って取り組むことができる。そして、連作障害を避けて農作物栽培を続ける上で重要な輪作という栽培技術が、福祉事業所の職員や利用者らに自然に身につくことも大きな利点である。

こうした輪作を取り入れた圃場の利用方法は、併設事業所と農地を共有する場合にも参考になる。精神科病床を有する病院が入院患者の園芸療法に通年活用している圃場の一部を利用して年数回の農作業とサツマイモを単作する群馬県のK事業所では、園芸療法に取り入れる農作業の栽培品目の連作障害回避策として割り当てられた圃場でサツマイモを栽培する。そのため、事業所側は耕耘作業など機械を要する作業をはじめ、日常的な圃場管理作業の全てを病院の職員に委ねることができ、職員の負担軽減につながっている。

４　土地利用方式の地域展開と福祉事業所の社会貢献

連作障害を回避するための輪作を農村地域の集落程度のまとまりで考えると、前作や後作との相性の良い野菜などを組み合わせることで病害虫の発生を抑制できることから、地域の農家の圃場の輪作のローテーションに参加することにより、管理水準の高い農地を利用できたり、農業者の助言を受けたりすることが容易になる。例えば、福祉事業所がタマネギ栽培を得意品目とする場合、ウリ科の後作や根菜を収穫した後などの圃場を利用することにより、農家にとっては農地の疲弊を軽減し、福祉事業所にとっては耕作しやすい農地を借りる可能性が広がることになる。

福祉事業所が地域で農作業を継続するためには、地域との日常的な交流や信用の獲得が不可欠であるが、高齢社会に入った現在、高齢農家による耕作が困難になった農地を借地して、農作業を主体とする福祉事業所の利用者らが日中活動の場に活用して遊休化することを抑止するなど、福祉事業所が社会貢献を果たしながら地域農家との相互に有利な交流を続ける環境は急速に整っている。全国の福祉事業所を対象とした平成27年４月時点の無作為調査結果では、荒廃農地を活用して農作業に取り組む事業所が236ヶ所あり、農作業に取り組む事業所の平均面積を考慮すると延べ182.5ヘクタールの荒廃農地が全国で再生されていることが推計される[4]。

岡山県のH福祉事業所では、就労継続支援A型事業のサービス利用者が指導員と一緒に農作業に取り組み、2009年度に1,360㎡であった耕作面積が、2013年度には6,230㎡まで広がった。福祉事業所の取り組みにより、高齢農家の離農による農地の遊休化が抑止され、荒廃農地の再生にも取り組んだ定量的な実績事例の一つであるといえる[5]。

５　おわりに

本稿では、地域資源を有効に組み合わせた合理的利用に着目することにより、福祉事業所で取り組まれている農作業を持続する手がかりが得られることを述べた。その手がかりが、技術の継承や経験の蓄積自体が脆弱である小規模な事業所において顕著に認められることも興味深い。

地域活動支援センターにおける日中の生産活動として農作業を取り入れている事業所では、生産品の販売収益には必ずしも大きな関心を持たず、農作業による規則正しい生活習慣の獲得や地域の農業者らとの交流による社会参加の意義を重視している事例も少なくない。農業とは無関係の企業での一般就労に農作業の経験が役立っていることが指摘されているのだ。こうした効用は、個々の地域資源を超えた農作業の総体が有する合理性を示唆している。

【付記】
本稿の一部は、平成27年度厚生労働科学研究費補助金の助成による。

【参考文献】
1) 石田憲治・片山千栄：福祉分野との連携を契機とする畑地農業への多様な担い手の参画,「畑地農業 no. 704」, p. 2-7 (2017)
2) 畜産経営支援協議会:「畜産現場における障がい者の参画事例集」, p. 14-17 (2017)
3) 同上:同上, p. 34-37 (2017)
4) 石田憲治ほか:福祉事業所の農作業による遊休農地活用の可能性, 農業農村工学会関東支部大会講演要旨集, p. 104-105 (2016)
5) 石田憲治:障がい者が働きやすい農業生産環境, ＡＦＣフォーラム, p. 7-10 (2013)

【連絡先】
石田 憲治
国立研究開発法人農研機構農村工学研究部門
e-mail：ishida@affrc.go.jp

農業分野における障害者雇用の現状と可能性に関する研究

○野中 由彦　（障害者職業総合センター　特別研究員）
弘中 章彦　（前 障害者職業総合センター）
内木場 雅子（障害者職業総合センター）

１　はじめに

農業を取り巻く環境は、就業人口の減少や高齢化など厳しいものがある一方、障害者の実雇用率は他の産業と比べて高く、雇用者数の増加などの明るい兆しもみられる。こうした状況の下で、障害者職業総合センターでは、平成28年度、『農業分野における障害者雇用の現状と可能性に関する研究』を実施した。この研究では、農業分野における障害者雇用を取り巻く現状を整理するとともに障害者を雇用している企業を対象にヒアリング等を行った。ここでは、その研究成果を発表する。

２　方法

(1) 国の施策及び統計に関する調査

本調査では、農業を取り巻く状況及び農業分野における障害者雇用の現状、国の施策の動向等について、農林業センサス、障害者雇用状況報告等を基に整理した。なお、本調査における障害者雇用状況報告の集計結果は、毎年公表されているもの及び厚生労働省が産業中分類「農業」（平成25年及び28年）を対象に特別に集計したものである。

(2) 企業ヒアリング調査

ア　目的

本調査では、農業分野において障害者雇用を実践している企業を対象に訪問によるヒアリングを行い、企業での取組を事例としてまとめ、農業分野での障害者雇用に関心のある企業にとって参考となる情報を整理・提供し、障害者雇用の促進に資することを目的とした。

イ　企業ヒアリング調査

企業を訪問し、ヒアリングによる調査を行った。ヒアリング対象者は、農業に関わる分野での障害者雇用の担当者とした。１企業当たりの調査時間は１時間半程度であった。

ウ　調査対象

調査対象企業は、文献等で得られた情報を基に選定した企業16社とした。

エ　実施時期

実施時期は、平成28年（2016年）６月から同年10月であった。

オ　調査内容

ヒアリングの主な調査内容は、①企業の概要、②当該企業における障害者雇用の状況等、③農業分野全般における今後の障害者雇用の展開等の３点とした。

３　結果と考察

(1) 農業分野における障害者雇用を取り巻く状況

① 農業の動向

農業の担い手は減少と高齢化が進んでおり、経営耕地は減少している。農業経営体については、家族経営体が減少する中で、法人経営体は増加傾向にあり、法人経営体では常雇い(注)が増加している。さらに、平成21年（2009年）の農地法改正等により、株式会社などの農業参入は大幅に増加し、多様な業種等からの参入がみられるようになった。

② 農業分野における障害者雇用の現状

農業に雇用されている障害者数は平成25年（2013年）から平成28年（2016年）までの３年間に30.3%増加し、特に、精神障害者においては人数こそ少ないものの倍増となった。ほかの産業と比べると、雇用障害者数の増加率は医療,福祉（31.9%）に次いで高かった。雇用障害者数に占める障害の種類別の割合をみると、知的障害者では43.6%と全産業の平均（22.1%）を大きく上回り、知的障害者が積極的に雇用されていることが明らかになった（図）。実雇用率は2.32%で法定雇用率を上回り、医療、福祉（2.43%）に次いで高かった。さらに、雇用率達成企業の割合は64.4%でほかのすべての産業より高く、全産業（48.8%）を大きく上回った。また、障害者雇用義務のある常時雇用する労働者50人以上規模企業についてみると、企業数、常時雇用する労働者数のいずれも、全産業に占める農業の割合こそ低いが、その伸び率（企業数5.9%、労働者数9.5%）は全産業を上回った。

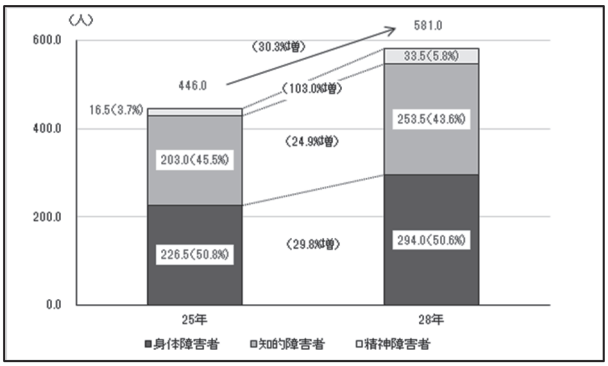

図 農業において雇用されている障害者の障害種別の状況

このように、農業においては、障害者雇用が進展しており、全産業に占める企業数や常時雇用する労働者数の割合こそ低いが、その伸び率は全産業を上回っており、障害者を含む農業全体での雇用の場は拡大している。

③ 国の施策等

国は、重点施策実施５か年計画（平成19年（2007年）障害者施策推進本部決定）において農業法人等における障害者雇用を推進する方針を明らかにした。これに続く、現行の障害者基本計画（第３次）（平成25年（2013年）閣議決定）では、農業法人、福祉関係者への情報の提供を通じて障害者の就労を推進し、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備を促進することとした。さらに、「日本再興戦略2016」（平成28年（2016年）閣議決定）でも、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進することとした。また、同日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、農業分野での障害者の就労を支援し、障害者にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害者や難病患者が地域の担い手として活躍する取組を推進することとした。

障害者基本計画（第３次）に基づき、平成25年度（2013年度）、農林水産省と厚生労働省は連携して、パンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」を作成した。また、農業と障害者福祉の連携を促進するため、農と福祉の連携プロジェクトチームを設置するとともに、農業関係者及び高齢・障害者福祉関係者からなる連絡協議会を立ち上げた。一方、地方農政局（9ブロック）では、農業分野における障害者就労の促進ネットワーク（協議会）の構築を進め、関係者が情報の共有・蓄積を図る場とした。

さらに、厚生労働省は、平成28年度(2016年度)から、農福連携による障害者の就農促進プロジェクト及び農業分野における障害者雇用推進モデル事業を開始した。また、農林水産政策研究所では、平成19年度（2007年度）から、社会福祉法人等の農業分野への進出、障害者の農業分野での就労といった「農福連携」について調査研究を開始し、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所は、平成21年（2009年）３月に「農業分野における障害者就労マニュアル」を作成した。このマニュアルの作成に当たり、当機構も職業リハビリテーションの観点から協力し、その農業分野における就業の可能性、課題と解決策を明らかにすることを目的とする研究を行い、「農業分野の特性を生かした障害者の職域拡大に向けて」（平成23年（2011年）３月）を取りまとめた。

⑵ 農業分野における障害者の雇用機会拡大に向けた展望

農業は、障害者の実雇用率や雇用率達成企業の割合が、他の産業と比較しておおむね最上位にある。平成25年（2013年）から平成28年（2016年）までの間の障害者雇用者数の伸び率は全産業より高い。また、障害の種類別にみると、知的障害者の占める割合が全産業を大きく上回り、伸び率では、身体障害者と精神障害者が全産業を上回り、特に精神障害では倍増となった。このように、農業分野では障害者雇用が進んでおり、さらなる障害者雇用の増加が期待される。

一方、農業を取り巻く環境は、農家の減少、就業人口の減少や高齢化、耕作地の減少等厳しいものがあるが、企業等の法人経営体は増加傾向にあり、雇用労働者に着目すると常雇いの増加が見られる。また、農業の全産業に占める企業数や労働者数の割合は低いものの、これらの伸び率は全産業を上回っており、障害者を含む農業全体での雇用の場が拡大している。

また、今回の事例調査によると、農業で障害者を雇用する企業等は、障害者の実習、採用、職場適応、雇用管理、生産技術の獲得、生産体制の構築、安定した仕事の確保につながる付加価値の向上と販路の拡大等について、様々な工夫やノウハウを蓄積してきている。（16事例の内容は、障害者職業総合センター資料シリーズNo.98「農業分野における障害者雇用の現状と可能性に関する研究」第２章参照。）

４　まとめ

農業では、障害者の雇用が進んでおり、そのさらなる進展が期待できるとともに、農業全体での雇用が拡大すれば障害者雇用者数の拡大がさらに加速していくことも期待される。そして、こうした動きを確実なものにしていくためには、雇用の支援施策と、農業の支援施策が車の両輪をなすとともに、障害者、企業、就労支援機関、特別支援学校、農業関係者、農産物の需要家・消費者、行政機関等が、有機的に連携するネットワークを構築し、農業における障害者の積極的な雇用につなげていく取組を広げていくことが重要であると考えらえる。

※ヒアリングにご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

（注）常雇い：農林業センサスにおいて、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ７か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

精神障害者及び発達障害者の職務創出支援に関する研究
－事例調査結果から－

○岩佐 美樹（障害者職業総合センター　研究員）
宮澤 史穂（障害者職業総合センター）

１　はじめに

企業が障害者の雇用を進める上で、担当職務をどのようにするかは、大きな課題である。この課題を解決するための方策の１つに職務再設計（既に存在している職務を、個人が抱える問題や適性に合わせて改善を図る試み）がある。

現在、広く活用されている障害者の職務再設計のモデルとして、知的障害者の雇用を契機に考えられたものがある。このモデルは、その職場に存在する定型反復作業を探し出した上で、これを切り出し、再構成することによって、障害者が従事する職務を創出するというもの（以下「切り出し・再構成モデル」という。）である。このモデルは、知的障害者以外の障害者にも幅広く有効なものである。しかしながら、障害特性が多様であり、これに対する十分な配慮が必要である精神障害者及び発達障害者を対象とする場合、これ以外のモデルについても検討する必要がある。

そこで、当センターにおいては、「障害者が担当する職務を創出する」ことを目的とする全ての支援（以下「職務創出支援」という。）について、精神障害者及び発達障害者を対象に職務創出支援モデルの検討などを目的とした調査研究に取り組んだ（平成27年度～28年度）。

本発表では、その中で実施した事例調査の結果をもとに、研究成果として提案した２つの新たな職務創出支援モデルについて報告する。

２　事例調査の方法

平成28年２月～11月にかけて、精神障害者及び発達障害者を雇用している事業所を対象とした訪問ヒアリング調査を実施した。対象事業所については、当機構のリファレンスサービス、各自治体の障害者雇用事例集等をもとに選定した。調査においては、職務創出支援の取組、雇用後のキャリア形成支援、障害者を雇用する上での配慮及び取組の効果等について、事業主、障害のある従業員、支援機関等から情報を収集した。

３　事例調査の結果

事例調査においては、主に企業・事業所全体での取組として８事例、主に個々の障害者雇用の取組として19事例が得られた。いずれの事例においても様々な工夫のもと職務創出支援が行われており、その詳細を分析するために、事例の職務創出支援の特徴を職務再設計、環境調整等の観点から、特徴的なものを括りだし、整理した。

(1) 職務再設計に関連する特徴

職務再設計に関連する特徴をみていくと、いずれの事例においても「切り出し・再構成モデル」による職務再設計をベースとしつつ、それのみにとどまらない様々な工夫がなされており、下記のタイプⅠ、タイプⅡに示すような特徴の有無により、さらに分類することができると考えた。

＜タイプⅠ＞ 当初は「切り出し・再構成モデル」と同様に再設計された職務に従事することから始め、取り扱う業務の追加、変更等を行うことにより次第に職務の幅を広げ、一定の時間をかけて、目標とする職務を担当できるようにする。

＜タイプⅡ＞ 個々人の障害の特性、能力や経験の強みを積極的にいかせる職務を選定し、その職務に含まれる業務の一定部分について、作業内容、分担等の見直しによる支援を行うことで、目標とする職務を担当できるようにする。

これらの観点から事例を分類したものが下表である。

表　職務創出支援の特徴による事例分類

事例の表題		事例番号	産業分類	障害の種類		タイプ	
				精神障害	発達障害	Ⅰ	Ⅱ
特例子会社における取組①		1★	その他のサービス業	○	○	○	○
特例子会社における取組②		2★	その他のサービス業	○	○	○	○
部署単位での取組		3★	医療、福祉	○		○	
縫製工		4★	生活関連サービス業、娯楽業	○		○	
経理		5	情報通信業	○		○	
雇用管理の責任者		6	宿泊業、飲食サービス業	○		○	○
ＳＥ		7	情報通信業	○		○	○
オペレータ		8	その他のサービス業	○	○	○	
		9★	医療、福祉	○	○	○	
ドライブレコーダ解析		10	その他のサービス業		○		○
データ入力		11	その他のサービス業		○		○
		12	情報通信業		○	○	○
職業指導員		13	医療、福祉	○	○	○	
		14	医療、福祉	○		○	
販売員		15	卸売業、小売業	○		○	
介護施設における取組	①高齢者複合施設	16	医療、福祉	○		○	
	②障害者支援施設	17	医療、福祉		○	○	
	③特別養護老人ホーム	18	医療、福祉	○		○	
	④介護老人保健施設	19★	医療、福祉	○		○	
	⑤居宅介護支援事業所	20★	医療、福祉	○		○	
ピアサポート従事者	①（医療機関）精神科クリニックにおける雇用	21	医療、福祉	○			○
	②（医療機関）精神科病院における雇用	22	医療、福祉	○			○
	③（障害者福祉機関）相談支援事業所における雇用	23	医療、福祉	○			○
	④（障害者福祉機関）相談支援事業所における雇用	24	医療、福祉	○			○
	⑤（障害者福祉機関）就労移行支援事業所における雇用	25	医療、福祉	○			○
	⑥（行政機関）市役所における雇用	26	公務	○			○
	⑦（一般企業）障害者福祉関係の一般企業における雇用	27★	医療、福祉	○		○	○

※事例欄に★印が記載された事例は、主に企業・事業所全体での取組、それ以外は主に個々の障害者雇用の取組が紹介されている事例

(2) 環境調整に関連する特徴

易疲労性や感覚過敏に配慮した勤務時間の調整、配置する職場、本人の特性を踏まえたコミュニケーション方法、マネジメントへの支援等、多角的な配慮がなされていた。

(3) その他の特徴

職務創出支援を実施した結果、障害者の能力の発揮が業務の発展に貢献した、職場全体での働く環境改善への波及や業務改善のきっかけとなった等の効果が数多く挙げられていた。

4　新たな職務創出支援モデルの提案

２つのタイプの職務再設計とも、障害者が従事することのできる作業及び従事することのできるように作業内容、支援等が調整された作業を組み合わせて、職務を再構成するという基本的な手法がベースとなっていた。障害者が従事する職務を限定的なものにせず能力に応じて様々な職務に従事できるようにしていくためには、ある時点の障害者の能力に応じて従事しやすい作業を切り出し、再構成するという考え方に、更なる視点を加えていくことが必要であると考えられる。

そこで、本研究においては、様々な職務に従事できるようにすることを積極的に目指し、一定の時間をかけて作業を積み上げていく支援、障害者の強みに特に着目して選択した職務について一部の不得手な作業の除去や調整を行う支援の２つのタイプの支援に注目し、それぞれ「積み上げモデル」、「特化モデル」と命名し、新たな職務創出モデルとして提案した。

「積み上げモデル」では、職業リハビリテーションや能力の向上に必要な時間の要素を考慮して、一定の時間をかけて次第に職務の内容や責任の幅を広げるなどにより、十分に能力を発揮していくことができるようにすることを重視する。雇用開始時点では、既存の職務の中から作業を切り出し、再構成された限定的な職務を担当し、目標として設定する既存の職務や再構成された新たな職務に向けて、作業等を次第に積み上げていく職務創出支援の方法である。

「特化モデル」では、個々の障害者によって異なる得意分野に着目し、その分野における専門性の高い職務を担当できるようにするなどにより、最大限能力を発揮していくことができるようにすることを重視する。障害者の強みをいかす既存の職務や再構成された新たな職務を選び出し、その職務における一部の不得手な作業等を、担当の見直しや支援の対象とすることで、障害者が得意とする分野に専念・特化できるようにする職務創出支援の方法である。

どちらのモデルにおいても、目標としていた職務や特化した職務をこなすことができるようになった後は、更なる能力の発揮を目指し、職務の内容を継続的に見直していくことも期待される。さらに、従前の切り出し・再構成モデル以外のモデルが用意されることで、より障害者の能力が発揮できる実施方法の選択が容易になると考えられる。

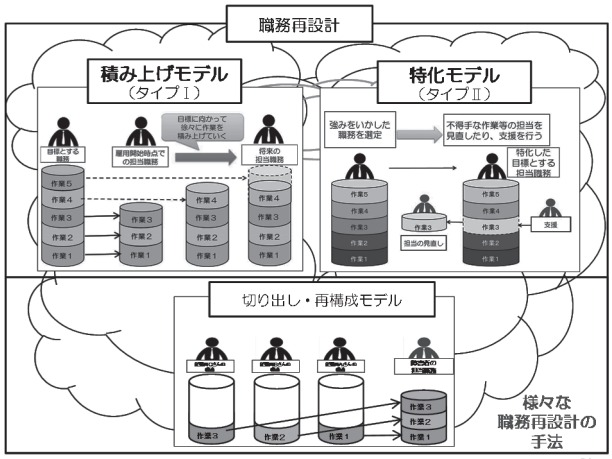

図　３つの職務創出支援モデル

また、切り出し・再構成モデルを含めたこの３つのモデルは独立したものではない。職業リハビリテーションの過程において、この３つのモデルを必要に応じて選択し、組み合わせて活用することにより、障害者の更なる能力発揮に寄与し、ひいては障害者によるキャリア形成の促進をも見通した支援を展開できるメリットがあると期待される。

5　まとめ

事例調査では、多様な職務において障害者が働く事例を得ることができた。そこでは、障害の種類、疾病等の個々の特徴を踏まえ、職務再設計と環境調整の双方の視点から様々な工夫や配慮が行われていた。これらの工夫や配慮は合理的配慮に該当するものでもある。合理的配慮は、個々の障害の種類や特性、職場の状況に応じて提供されるものであり、多様性と個別性が高いものであるが、これらの事例が合理的配慮を提供しようとする企業や事業所にとって参考になるものと考える。

また、調査を通じて、職務創出支援が、その取組を行う企業・事業所に対し、障害者雇用の促進・定着以外にも効果を及ぼしていることも把握できた。その効果としては、障害者の能力の発揮が業務の発展に貢献した、職場全体の働く環境改善に波及した、職場の業務改善のきっかけになった等の例が紹介されている。

今後、職務再設計と環境調整を軸とした職務創出支援が、新たなモデルである「積み上げモデル」と「特化モデル」も活用しながら積極的に展開され、障害者の職務創出をきっかけとして誰もが働きやすい職場作りが進むとともに、一層の障害者の雇用の促進、能力の発揮、キャリア形成の促進につながることを期待する。